

1. 手帳などの提示による減免

ご提示いただく手帳の種類	減免の割合		備 考
	プラネタリウム 展示室 天体観望会	特別展	
豊齢手帳・豊齢カード または介護保険被保険者証・ 運転免許証・ マイナンバーカード・敬老乗車証 等の住所と年齢が確認できるもの	10割	5割	・仙台市に住所を有する、利用当該年度中に65歳以上に到達する本人が対象（2022/3/31まで） ・仙台市に住所を有する、満65歳以上の本人が対象（2022/4/1から） ・介護人が必要と判断できる場合には、介護人1名も減免対象
在留カード（留学・家族滞在）	10割	5割	「留学」の在留資格を有し、 仙台市内に在留もしくは 仙台市内の所定の教育機関に在籍する本人、 又はその外国人留学生の家族で 「家族滞在」の在留資格を有する配偶者と子 が対象
身体障害者手帳	10割	5割	原則 1級又は2級 の場合については、介護人1名も減免対象
療育手帳	10割	5割	介護人1名も減免対象
精神障害者保健福祉手帳			
戦傷病者手帳			
被爆者健康手帳			

※スマートフォンの障害者手帳アプリのご提示でも減免が適用されます。